**山江村ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書**

年　　月　　日

山江村長　様

（申請者）

事業所所在地：

事業所名称：

代表者役職・氏名：

　山江村ふるさと納税返礼品の提供をしたいので下記のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容 |  |
| 提供を希望する商品及びサービスの概要 |  |
| 掲載を希望するポータルサイト | [ ] さとふる　（サイトへ返礼品情報等をご自身で登録する必要があります）[ ] 楽天ふるさと納税　　　　[ ] ふるさと納税forGood[ ] ふるさとチョイス　　　　[ ] 運営代行業者による登録が可能です[ ] ふるなび　　　　　　　　[ ] [ ] ふるさと納税百選　　　　[ ]  |
| 連絡先等 | 担当者名：電話番号：　　　　　　　　　　　　　FAX：メールアドレス：ホームページ： |
| その他参考となるもの | 活動実績やPR：（他サイトの運営や、自社のPRとなる事項） |

添付書類　[ ] 誓約書（必須）

[ ] 事業所パンフレット（任意）

[ ] その他参考書類

**誓約書**

【誓約事項】

（１）次の同意事項①から⑥について同意します。

①　応募にあたっては、山江村ふるさと応援寄附金返礼品に関する要綱（以下、返礼品要綱という。）を確認のうえ、正確に入力及び記載すること。提供する商品等は、返礼品要綱第４条（返礼品の要件）を全て満たしていること。

②　個人情報の取扱については関係法令を遵守し、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。

③　別紙１「返礼品提供事業者遵守事項」に定める内容を遵守すること。

④　返礼品要綱第３条（提供事業者の登録要件）及び第４条（返礼品の要件）を満たしていない場合、また、申請内容に不備または虚偽がある場合、応募は無効とする。

⑤　採用決定後においても、次の場合には決定を取り消し、原則、返礼品としての取扱いを終了する。

・返礼品要綱第３条（提供事業者の登録要件）を満たさないことが判明した場合

・返礼品要綱第４条（返礼品の要件）に定める要件に適合しなくなったと認められる場合

・本誓約書に反する行為があった場合

・国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断した場合

⑥　本誓約書に反する行為により、山江村に損害が生じた場合は、山江村は返礼品提供事業者に対し、生じた損害の賠償を請求することができる。

（２）次の事業者資格（ア）から（エ）を全て満たすこと、及びその確認のために必要に応じて村が調査を行うことについて同意します。

（ア）各種法令等に従った事業活動等を行っている。

（イ）原則として山江村内に事業所（本店・支店等は問わない。）を有する法人、その他団体又は個人事業者である。

（ウ）代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関りを持つ者でない。２号に規定する暴力団員又は同条例第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でない。

（エ）地場産品基準や食品表示法の違反がない。

　　　　　年　　　月　　　日

事業者名

及び代表者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名または、記入及び押印）

別紙１

返礼品提供事業者遵守事項

（１）返礼品提供事業者は、登録決定後も返礼品要綱第３条（提供事業者の登録要件）及び第４条（返礼品の要件）に定める内容を遵守すること

（２）返礼品提供事業者は、登録した返礼品等を変更・取り消しする場合は、村が指定する者等を通じ、速やかに村の承認を得ること

（３）返礼品登録事業者は、ポータルサイトや山江村ふるさと納税特設サイト等に掲載する事業所情報、返礼品のサンプル及びデータの提供並びに村のプロモーション活動に協力すること

（４）返礼品提供事業者は、返礼品の製造状況、仕入れ状況、業務運営体制、その他返礼品要綱に定める内容について山江村または村が指定する者の調査・確認に応じること

（５）返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については山江村へ報告すること

なお、品質等による補償やクレーム対応については、村は一切の責任を負わないものとする

（６）返礼品提供事業者が提供する返礼品が食品の場合、地場産品基準や食品表示法に違反することのないよう、適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備すること。また、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存すること。

なお、違反が疑われる場合は村が実施する調査・確認に応じる義務がある